

妊婦の健診

妊婦健診で母子の健康を守りましょう



詳しくは町健康推進課へお尋ねください

■健診を受診して、安心・安全な出産を迎えましょう

新型コロナウイルス感染症が流行し、妊娠や出産、子育てに対して、不安に思う人も多いと思います。

厚生労働省は、妊娠中も過度な心配をする必要はなく、人混みを避けて、こまめに手を洗うなど日々の健康管理を徹底することや3つの「密」が同時に重なるような場所を避けるようお知らせしています。また、各医療機関では感染対策を徹底し、診察や分娩を行っています。

町では、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査についてご案内しています。健康診査は、お母さんとお子さんの健康を守る大切な機

会です。医師と相談し、適切に受診するようにお願いします。

■妊婦健康診査について

妊婦健康診査は、産科等で受けることができます。妊娠届出時に14回分の妊婦健康診査受診票をお渡ししますので、そちらを利用して受診してください。県外の医療機関や助産所で妊婦健康診査を受診する方は、手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

■妊婦歯科健康診査について

妊婦歯科健康診査は、町内歯科医療機関で受けることができます。妊娠中は、つわりによって口腔内の衛生状態が悪化したり、ホルモンのバランスの変化によってむし歯や歯周病が進行しやすくなります。お母さんに歯周病があると早産しやすい傾向があるという報告もあります。

妊娠届出時に妊婦歯科健康診査受診券をお渡しします。事前、事前に電話で予約し、受診してください。

▼お問い合わせ先

町健康推進課（町総合保健福祉センター内）

☎096-235-8711

町健康推進課 ☎096-235-8711

町営バス

■町が運営する公共交通機関

町では、地域における通勤・通学・通院・買物など、私たちの日常生活に不可欠で身近な公共交通（生活交通）の1つとして、町営バスを運営しています。

■町営バスについて

町営バスの運賃や路線については、次のとおりです。

▼運賃

一律200円

（小学生以下、障がい者手帳所持の方は半額）

※町住民生活課窓口にて、回数券や定期券の販売もあります。

▼路線

【宮内方面】役場前～六谷
1日5往復

【龍野方面】役場前～目野入口
1日3往復

▼時刻

時刻表については、町公式ウェブサイトにまたは各停留所に掲示されたものをご確認ください。

▼フリー乗降制

一部の区間では、バス停以外の場所でも路線上の任意の位置で乗降できます。「フリー乗降制」を導入しています。詳しくはお問い合わせください。

■停留所の時刻表標識を更新

町では、傷んでいた既存の木製停留所標識の更新を行いました。新たな標識は金属製のもので、水色の看板が目印です。

併せて、一部の停留所名の変更を次のとおり行っています。

【宮内方面】役場前～六谷
甲佐岳登山口↓川平キャンプ場前

宮内小学校前↓宮内地区社会教育センター前

発電所前↓井戸江峡キャンプ場前

上豊内↓やな場前

【龍野方面】役場前～目野入口
旧竜野郵便局前↓ふれあい広場前

町営バス停留所の時刻表標識を更新



詳しくは町企画課へお尋ねください

町企画課 ☎096-234-1115（内線 251）

お得な前納制度を ご利用ください



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■ 1万5千円ほどお得な制度

「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で1万5千円程度の割引となります。

平成29年より口座振替に加えて、新たに現金およびクレジットカード納付による2年前納が可能になりました。

■ 令和2年度の前納割引額

令和2年度に前納制度を利用した場合、毎月納付するときに比べて次のとおり割引を受けられます。

- 口座振替の場合
 - ・ 6カ月前納
1130円割引
(納付額9万8110円)
 - ・ 1年前納
4160円割引

（納付額19万4320円）
2年前納
1万5840円割引

（納付額38万1960円）
現金およびクレジットカード納付の場合

● 現金およびクレジットカード納付の場合

・ 6カ月前納
810円割引

（納付額9万8430円）
1年前納

3520円割引
（納付額19万4960円）

・ 2年前納
1万4590円割引
（納付額38万3210円）

■ 前納手続きについて

▼ 口座振替およびクレジットカード納付の場合

申出書に必要事項を記入し、年金事務所（郵送でも可）にご提出ください。口座振替をご希望の場合は、預金口座をお持ちの金融機関でもお申し込みいただけます。申し込み期限は、2月28日（日）（消印有効）です。

※2年後も前納を希望する場合は再度申出書が必要

▼ 現金納付の場合
年金事務所へ申し出ていただきます。申出書をお送りいたします。

■ 国民健康保険に加入している人は所得の申告が必要

国民健康保険は、所得によって国民健康保険税の額や医療費の自己負担限度額などを計算します。

国民健康保険者で前年中（1月～12月）の収入がない人や収入が障害年金・遺族年金のみの人も、必ず申告をしましょう。

■ 申告をしないと国保税の軽減などが受けられません

国保には、所得額によって国保税が軽減される措置があります。申告をしないと所得の額が分からないため国保税の軽減措置が受けられません。

また、医療費の自己負担限度額判定も、所得額に基づいて行われ

るので、収入がなくても申告をしないと医療機関での窓口負担が高額になることがあります。

■ 「医療費のお知らせ」が確定申告に使用できます

町から国保被保険者の皆さんへ配布している「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用できます。

医療費控除の計算は、「お知らせ」の「患者負担額」に記載されている自己負担相当額を基に行います。「お知らせ」に記載されていないものがある場合や、実際に負担した額が異なる場合は、自分で額を訂正して申告する必要があります。

11～12月診療分の「お知らせ」は5月に配布します。2月中旬から始まる確定申告では11～12月診療分の領収証が必要ですので保管をお願いします。

■ 期間内に申告をしましょう

町での申告受付期間は2月16日（火）から3月15日（月）までです。期間内に申告することが国保の適正な運営につながります。皆さんのご協力をお願いします。

国保被保険者の皆さん 所得の申告を忘れずに



期間内に所得の申告を行いましょ